

会議録（要旨）

会議名	平成 30 年度第 4 回 恵庭市まちづくり基本条例市民検討委員会
会議日時	平成 30 年 6 月 20 日（水） 10：00～
場所	恵庭市民会館 2階 中会議室
会議参加者	委員 泉谷清 高橋修（委員長） 松尾重喜 山口裕美 山本菜都未 和田光雄 加藤あゆみ 吉岡結香 （事務局）池田企画課長 吉田企画課主査

1. 開会

企画課長	只今より平成 30 年度第 4 回恵庭市まちづくり基本条例市民検討委員会を開催します。委員の出欠状況につきましては、広中副委員長と雪下委員が欠席されております。
------	--

2. 議事

議題 1 今後の進め方について

企画課長	議事につきましては委員長に進行をお願いします。
委員長	それでは議事に入ります。今日の議事は今後の進め方についてと、重点的に検討するテーマの集約をしたいと思えます。 まず、今後の進め方について事務局から説明をお願いします。
企画課主査	<p>資料 18 の 1 ページ、「1. 全体スケジュールの進行状況及び変更（案）」につきましては、実施したものは黒く塗り潰しています。左側の市民検討委員会については、第 2 回、第 3 回の会議で条例に基づく主な施策や制度の取組みについて事務局から説明させていただき、さらに掘り下げる内容について議論していただきました。</p> <p>資料 19 に第 2 回、第 3 回会議での市民検討委員会の主な意見を掲載しております。赤書きは意見、青書きは今後の重点検討の候補や、必要な資料を掲載しました。重点検討項目をまとめる際の参考としてください。</p> <p>資料 18 の 1 ページ、第 5 回以降の予定については、当初の予定を変更しております。最終的な市長への検討結果報告を 8 月末としています。市民との意見交換会を 8 月 16 日に予定しているためです。</p> <p>庁内推進委員会は 5 月に 1 回目の会議を立ち上げています。以降、市民検討委員会の検討状況を報告しながら進めていきます。</p> <p>市民検討委員会より、「基本条例の適合状況に関する検討結果」の報告を提出し、その内容を踏まえて庁内推進委員会で「基本条例の見直しと、今後の取組みについての考え」を検討してまとめます。その内容については、庁内推進委員会から市民検討委員に説明することとしております。</p> <p>庁内推進委員会の検討結果は、10 月にパブリックコメントや、地区説明</p>

会を行い、一般の市民からの意見を確認したうえで最終結果とします。

市民対応の欄で黒く塗り潰してあります、「市民意識調査」は、総合計画の次の実施計画を策定するために行っているものです。[資料 20](#)として、アンケートの様式を配布しております。集計は現在、委託業者で行っており、最終的な結果は 9 月頃に出る予定ですが、7 月に速報が出る予定となっておりますので皆さんに提示できるよう、調整したいと思います。

[資料 18](#)の 2 ページ、今後の進め方については、今回の第 4 回会議の議題 2 で重点検討項目を協議により決定します。重点検討項目については、該当する担当課の詳細説明を受けて協議していくこととなります。当日の説明を簡潔に行って、議論に十分な時間が取れるように検討の趣旨、視点など、事前の質問事項も合わせて整理していただきたいと思います。具体的には、3 ページの「重点項目検討用シート」に整理します。

担当課の説明を受けて、まずは現状と課題を把握して、そのうえで取組みが足りない部分、弱い部分をこれからの評価の方策を議論していただきます。

当初の予定では 6 月 27 日に会議を予定していましたが、所管課が資料作成する期間を確保するために日程を変更して間隔を空けております。

第 5 回は所管課との協議の日に充てる予定です。例えば、重点検討項目が後ほどの整理で多くなった場合は 1 日通すか、違う日に分けて検討するなどの調整が必要になります。

第 6 回は、①として所管課からの説明や協議を経て重点検討項目をまとめます。議論によりまとめた今後の方向性や必要な取組みを踏まえて最終的に②として条例の適合状況・条項の見直しについて検討します。その際は、検討結果報告書の案を用意し、検討を進めることを想定しています。

5 ページの[別紙 2](#)は、報告書のイメージを叩き台として用意しました。

6 ページは、報告書の構成の案で、「2. 条例の適合状況等について」が検討結果をまとめた内容となります。現在の案としては、章ごとに整理するイメージですが、前文と総則で一つにまとめる、章立てではなく重点検討テーマごと構成するなど、今後の検討の流れに応じて作成していくこととなります。

市民との意見交換会の内容については、「3. 市民と市民検討委員会による取組み」として、市民検討委員会との結果とは区分して整理します。

7 ページは、「2. 条例の適合状況等について」の構成イメージです。まず、条文を掲載し、「(1)重点的な検討項目」として①に「検討の趣旨視点」、②に「現状と課題」、③に「検討結果」として今後の方向性と条文の適合状況をまとめることを想定しています。また、検討結果に収まらない意見は「(2)その他の主な意見」として掲載する形としています。

今後の検討の流れにもよりますので、あくまでも叩き台として捉えてください。

市民との意見交換会を経て、第 7 回では最終的な報告書の内容を確認し

	<p>ていただき、そのうえで8月29日に市長への報告書を提出する案となります。</p> <p>具体的な日付を入れていますが、今後の流れによっては、変更することもありますのでご了承願います。</p>
委員長	<p>意見交換会もありますし、日数も少ないのでずいぶんタイトですよ。</p> <p>資料18の全体スケジュールに対してご意見、ご質問はございますか。</p>
・市民との意見交換会について	
委員	<p>個人的には意見交換会への参加は難しいです。</p>
委員長	<p>わかりました。私たちも限られた人数なので幅広く意見を聞く場を設けて、お互いに同じ立場で話をして、検討を深められたらいいのではないかと思います。それと、啓蒙啓発活動として、この条例を皆さんに知っていただく機会にもなるかと思います。</p> <p>意見交換会で出た意見は、市民検討委員会の取りまとめに加えられるものは加えて、それ以外のは整理して報告書にまとめたらどうかと事務局と相談していますが、いかがですか。</p>
委員	<p>夜に開催するので、日中だと都合がつかない方も参加しやすいと思います。</p>
委員長	<p>日中に休みを取ってまで参加する方はいらっしゃらないでしょうか。他にご意見はございますか。</p>
委員	<p>議論の方向性を、ある程度決めておかないとお互いに意見を出してもまとまらないと思います。</p>
委員長	<p>今回で4回目の会議ですが、まだ報告書の文案はまとまりませんよね。今、意見が出たように議論が散漫になってしまう恐れがありますので、今日までのことを復習して、その中から重点検討項目を決めたいと思います。</p>
・重点項目の検討の進め方について	
委員長	<p>重点テーマの検討にかかる時間は1項目あたりどのくらいを想定していますか。</p>
企画課主査	<p>説明を10分、議論を20分として30分程度を想定しています。</p>
委員長	<p>重点テーマが10項目だとしたら5時間ですね。大変なので、会議を1回増やしたとしても15項目程度ですね。意見がまとまるものはまとめて、それ以外は個別に委員の意見として市長に報告したいと思います。その後で、報告を踏まえて市がパブリックコメントなどを行って、議会で決定したらフィードバックするということです。スケジュールはタイトですが、とりあえず進めて、進捗によっては会議の回数を増やしたいと思います。</p> <p>資料18の別紙1で、検討内容と事前質問を記載する欄がありますが、分けるのが難しいと思いますので、「質問協議事項」としてまとめた方がいいと思います。「事前質問の回答」は事前に所管課が回答を記載するイメージでいいですか。</p>

企画課主査	事前に質問をしたいと意見がありましたので、質問を記載して回答を所管課が記載することを想定して作成しました。
委員長	重点検討テーマを決めて、検討シートに整理するという形ですか。
企画課主査	はい。検討シートに整理することで、議論がスムーズに進むと考えております。
委員長	シートに整理するとなると、事務局でまとめることとなりますが、事務局がまとめたものを一度、委員に戻してから担当課に渡してほしいと思います。
委員	次回、担当課の説明を受けるときは、検討シートと資料があるということですか。
企画課主査	そうですね。まず、検討シートがあつて、必要に応じて補足のデータや計画書があることを想定しています。
委員長	このような形で進めてよろしいですね。 それから、資料 18 の別紙 2 の検討結果報告書は項目を章立てで記載しますが、これだけでは提言になりづらいと思うので、別に要約としてまとめることを考えています。
・市民意識調査について	
委員長	資料 20 の市民意識調査票を見ると、ずいぶんバラエティに富んだ項目がありますが、9 月には結果がまとまりそうですか。
企画課主査	はい。7 月には速報が出せるのではないかと思います。特に、問 40 と問 41 が基本条例のことを直接質問する項目になっています。
委員長	問 41 は漠然とした答えですよ。所管課は企画課ですか。
委員	市が考えていることと、市民が考えていることには違いがあると思いますので、市民の意識を調査することはいいと思いますが、質問がたくさんありすぎて項目を絞りこまないと何を調査したのかわからなくなるような気がします。
企画課長	前回の調査から 5 年間でどのように変化しているかを追う必要があるもので、どうしても前回調査した項目は残さなくてはなりません。そして、変わったものは追加しなくてはなりません。問 41 は漠然としていて、どう扱うのか難しいなど、様々な課題がありますが、ある程度のを網羅しなくてはならないことをご理解いただければと思います。
委員	前回の調査結果はどうでしたか。
企画課長	公表しております。調査の結果は施策に反映させるだけでなく、市民の皆さまと共有することを目的としています。
委員	結果を公表するだけでなく、結果を踏まえて市はどのように行動するのかを明確にしないといけないと思います。
委員長	チェックとアクションをつなげるということですね。
企画課長	調査の結果を踏まえて、基本計画の第 2 次実施計画に反映する取組みを進めてまいります。

委員	総合計画は5年間かけて実施していくものなので、1年ごとに結果や課題を積み上げていかないと不十分だという気がします。
委員長	PDC Aサイクルは定着していますが、アクションに移すのにどれだけ力が入られるかが問題ですよね。限られた時間と予算で何を重点的に行うかのセレクトは、議会で協議されていて表に出てこないので参画が重要になります。議会に市民が直接関われるルートを作ることがまちづくり基本条例の基本的な考え方なので、重点検討テーマの候補としたいと思います。 市民意識調査の対象は何人ですか。
企画課長	2000人です。
委員長	対象者はどのように選定しましたか。
企画課主査	無作為抽出です。
委員長	今後の進め方については、会議の回数が少ないので増やせたらとは思いますが、よろしいですか。

議題2 重点検討項目提案の集約について

委員長	重点項目の検討について事務局から説明をお願いします。
企画課主査	皆さまからのご意見を資料21としてまとめましたので、詳細は各委員から説明していただきたいと思います。
・資料21 1ページ <第1章 総則> から <第3章 議会及び議員> について	
委員長	それでは委員から重点検討テーマの候補について、資料21の1ページ、1番目から説明をお願いします。
委員	私が共通して感じたことは、「協働のまちづくり」は行政と市民と議会が協働するんですよね。今回、行政としての取組みを挙げたものが17課から50項目ありますが、全部で50項目なのか、選定して50項目にしたのか教えてください。
企画課主査	全課に照会をして該当する取組みがあるか調査しました。
企画課長	照会の結果、回答があった事業を全て記載しております。
委員	少ないという印象です。
委員長	所管課が自己申告したということですか。
企画課主査	そうです。今回、初めての取組みで、事務局でもどのような事業があるか把握するために、まずは全課に照会をしました。
委員	私が求めていることは、条例ができてから5年が経過していますが、各課が「協働のまちづくり」ということを、どれだけ意識しているかということなんです。市民に「協働のまちづくり」の理解が広まるのはなかなか難しいと思いますが、市の職員についてはどのような状況かと思いました。「協働で取組もう」という人はまだ少ないので、どのように「協働」していくかということが課題だと思います。
委員長	市民意識調査に市の職員の意識に関する項目はありませんからね。市民

	<p>がどれだけ条例を知っているかは大切ですが、それ以上に市の職員が「協働」を意識しているかどうか大切だと思います。今回、見直しのタイミングで各課に照会をすると、思い出すきっかけになるとは思いますが、すぐに条例に基づき取組みを挙げられるような市の体制になってほしいと思います。</p> <p>1 ページの 2 番目の項目は、市民の参画状況、市民参加度チェックマニュアルについて具体的な事例を挙げて説明していただきたいと思います。</p> <p>それと、恵庭産のビールで乾杯条例ですが、宣言条例としての取組みの具体的な内容を教えてほしいと思います。</p>
委員	ビールのことを条例化することは、どうかと思います。
委員長	5 番目の項目はどのような趣旨ですか。
委員	「努めなければならない」という表現ではなく、「しなければならない」という表現にするというものです。
委員長	<p>条例制定時は議会の自立性を信じて「努める」という表現にしましたが、意見として報告することも考えましょう。</p> <p>行政視察についてはどういった趣旨ですか。</p>
委員	議会の行政視察をもとに行われた施策があれば知りたいと思い、提案しました。
企画課長	すぐにご説明できる事例として、「赤ちゃん登校日」があります。実際に議員が鳥取県に視察に行って、フォーラム、議会質問を経て 3 年前に北海道で初めて実現しました。他にもこういった事例がたくさんあると思います。
委員長	もっと詳細に知りたいということでしたら、議会事務局から説明を受けますか。ビールやスポーツ振興の関係も議会事務局が所管ですか。
企画課長	ビールの条例に関しては経済部かもしれません。
委員長	<p>お話を聞きたいと思います。行政視察で気になったんですが、他県の視察のことしか記載されていないので、道内への視察もあれば挙げていただきたいと思います。</p> <p>1 章から 3 章までは協働への行政の姿勢と、宣言条例について、行政視察の例について説明を受けたいと思います。</p>
・資料 21 2 ページ <第 4 章 市長、執行機関及び職員> について	
委員長	4 章についてはいかがですか。
委員	条例ができて、市長が市民活動に協力するように呼びかけているようですが、市長の命を受けての施策はどのようなものがあるのかと思いました。
委員長	<p>町内会の会合に市長が参加すると要望が中心となり、なかなか政策的な議論に至りません。市民も意識しないといけません、市の職員が市民として参画する形だといいですね。</p> <p>研修の効果検証と、市職員の地域活動への参加状況について質問したいと思います。</p>

	2 ページの 6 番目の項目は研修に P D C A サイクルを盛り込むということですか。
委員	ただ研修に行くだけではなく、目標を設定して、目標と成果で判定して人事評価をしないといけないと思います。
委員長	3 番目も職員研修についての項目ですね。
委員	自分の業務に関わる研修はフィードバックできると思いますが、一般的な研修の効果の検証はどうかと思います。原田市長になってから市は職員研修に力を入れているので、もっと有意義なものにしてもらえたらと思います。
委員長	研修が終わった後にアンケートなどはありますか。
委員	アンケートは外部講師を派遣している会社が行っているものだけで、職員課はおそらく行っていないかと思います。
委員長	市の内部でコントロールした方がいいですね。
委員	私は職員からの挨拶が増えているので、応接はよく指導していると感じます。
委員長	私も応接はすごくいいと思います。職員の研修について、職員課から説明を受けたいと思います。 8 番目の項目は「努める」から「しなければならない」という表現にするという、先ほどと同じ趣旨ですね。
・資料 21 3～4 ページ <第 5 章 協働のまちづくり> について	
委員長	5 章、協働のまちづくりの市民活動センターに関する提案のご説明をお願いします。
委員	市民活動センターの役割として、市役所とまちの人が協働のまちづくりをする事務局になることがあると思いますが、市民の意見のほとんどが要望で、話を聞くと喜ばれる一方で解決しないと不満が出てしまうという問題があります。地域担当者がどう対応するかが重要だと思います。条例に基づいて、市民活動センター、地域担当職員制の方向性を考えないといけないと思います。
委員長	市民としては「協働のまちづくり」、「参画」といってもなかなかきっかけがないので、アイデアを提案したり、議論できる場がもっとあるといいですね。現在は市民活動センターが、その役割を担っていますがどんどん広まっていけばいいと思います。
委員	町内会と市民活動団体の融合について、地域担当者も苦労していると思います。
委員	町内会が地域課題を解決する意識をどう高めるかが課題だと思います。
委員長	町内会によって様々ですよね。成り立ちやしがあることと、大変なので役員のなり手がなくて、人が固定化しているという問題もあると思います。市民活動センターの活動状況についてと、市はどのように受け止めているか、今後どのような活動を期待しているかなどを聞きたいと思

	います。
委員	市民活動センターは市民と直接関わっている所以意義があると思いたすが、地域課題は同じなので市民活動団体と町内会、自治会がうまく連携する仕組みが課題だと思いたす。
委員長	市の職員で町内会の役員をしてる人はどれくらいいますか。
企画課主査	過去の資料に 29 人とありました。
委員長	「えにわ花のまちづくりプラン」について、事務局でわかることはありますか。
企画課主査	10 年間かけて市民と協働で花のまちを作るというものです。
委員長	所管はどこですか。
企画課主査	花と緑・観光課で恵庭花のまちづくり推進会議を立ち上げて策定しました。
委員長	恵庭市の大きな事業の事例の一つで、民間も含めて取組んでいるということですね。 町内会、自治会との協働を検討のテーマとして協議したいと思いたすが、地域担当職員は何人ですか。
企画課長	3 名です。
委員長	地域担当職員だけでは少ないので、市の職員が町内会の役員として一緒に活動すると自然に協働できると思いたす。
委員	地域担当職員が 3 人では足りないという話ですが、役割を整理して、「校区に 1 人ずつ配置すると、このようなことができる」というところまで進めないと、多いか少ないかの判断ができませんと思いたす。
企画課長	訂正させていただきます。地域担当職員は市民活動センターと恵み野出張所に 1 人ずつと、島松支所の支所長とスタッフの合計 4 名でした。地域の活動に参加して課題解決の支援をすることが求められています。
委員長	防災との関わりで、市は様々な部署がありますから、災害になったときはどのような活動ができるか心配しています。 それでは地域担当職員制度は、趣旨や目的を踏まえて協働のまちづくりの検討テーマにしたいと思いたす。
・資料 21 5 ページ <第 6 章 情報の共有> について	
委員長	個人情報の保護に関しては、一方では情報共有、一方では個人情報の保護ということで難しい問題ですが、一般的な常識として守っていただきたいと思いたす。
・資料 21 5 ページ <第 7 章 行政運営> について	
委員長	行政運営の中の防災関係の項目はまとめたいと思いたす。 1 番目のご意見は 26 年度に行政評価を実施して、改善した事業の例を数値で示してほしいということですね。
委員	事業を見直して、どれだけ改善したかをデータで示してほしいと思いたす。

企画課主査	行政評価を実施した結果、削減効果があった事業を示すということによるしいですか。
委員	削減できたものを積み上げていくと、他の事業にも波及していくと思います。
委員長	行政評価の対象になる事業はどのように選定しているんですか。
企画課主査	例えば、予算がいくら以上の事業というように抽出して選定します。
委員長	行政評価を行って、解決しなかった場合は翌年に繰り越す形ですか。
企画課主査	はい。所管課で改善に向けて取組み、企画課で進捗管理を行っています。
委員	行政評価を行い、創意工夫によって業務量や支出が削減できたということを積み上げることが重要だと思います。
委員長	行政評価の具体的な例をわかりやすく説明してください。 組織編制の手法に関してはどのような趣旨ですか。
委員	組織マネジメントを強化するために、参与職を設置したとありましたが、どのような取組みをしているのか気になりました。
委員長	組織編制に対する市の考え方を示していただけませんか。
企画課長	組織マネジメントを所管する部署の目的と具体的な取組みは、職員研修と合わせて職員課で対応させていただきます。
委員長	出資団体等の関係は4団体の決算報告や事業報告を見せてください。
委員	どれだけ効果が出ているのか、動向を知りたいんですよ。
委員長	5年間くらいの期間で、決算の規模などを教えてください。 「行政への市民参加」はどのような趣旨ですか。
委員	市民が参画できる委員会などに、「市民は最低2割」とありますが、私は学識経験者などではなく、全員が市民がいいと考えていますので実績や効果が知りたいと思います。それと、「最低2割」とした根拠を教えてください。
委員長	全員公募の委員が適当ということですね。「最低2割」とした根拠については個別対応してください。
企画課主査	調査して対応させていただきます。
委員長	防災に関しては、地域の協働の項目で検討テーマとしてまとめたいと思います。
・資料21 6ページ <その他>	
委員長	高齢者の関係はいかがですか。
委員	恵庭市では25パーセントが65歳以上で、他のまちと比較すると少ないくらいですが、町内会別に見ると50パーセントを超えている地域もあります。地域のことを考えるときは、そのようなことも見てほしいということと、65歳以上の世帯の半分近くが生活保護を受けています。今後どうなるのか考えて議論しなくてはいけないテーマだと思っています。それと、ひとり親家庭や共働きの家庭で孤食や勉強する環境にない子どもが潜在的に存在すると思いますが、把握するのが難しい状況で一度議論したいと思い、

	提案しました。
委員長	地域によって状況が違うということですね。 子どものことは「子ども食堂」の関係ですか。
委員	アイルでは子どもだけでなく、高齢者も食事をしているので、「あすなるカレッジ」と呼んでいます。「子ども食堂」は保護者も来るので分けています。
委員長	地域の住人が支えあって暮らすために、行政、議会、市民が協働のまちづくりをするということですね。行政が不得手なところは市民の団体が行っているようですが、まず、状況を把握するために地域ごとの高齢化率や生活保護世帯数などのデータを示してください。 それと、高齢者の役割については条例にないので検討したいと思いました。
・重点検討の整理について	
委員長	重点検討テーマの大きな項目は「協働のまちづくり」に集約されていますね。事務局で今回の議論を整理したものを委員の皆さんに確認していただいて、次回議論したいと思います。皆さんにお願いですが、そろそろ報告書に書く文案を考えながら、議論していただきたいと思います。
委員	5 ページの 1 番目の個人情報についての提案はどのような趣旨でしょうか。
委員	個人情報保護に関しては、5 年前と比較してずいぶん状況が変化していると思います。現在、個人情報の保護は当たり前のことになっていて、10 年後に条例を読むと、表現が古臭くなるのではないかと思います、提案しました。
委員長	個人情報保護法が 3 年前くらいに改正になって、保護の対象が広がりましたよね。市の個人情報保護条例は、法改正に合わせて見直していると思います。
委員	表現が時代に合っているのか疑問に思いました。
委員長	東北の震災をきっかけに、個人情報よりも人命が重要なので法律が改正されたんですよね。 他にご意見ございますか。
委員一同	意見なし。

3. その他

委員長	事務局から連絡をお願いします。
企画課主査	事務局で重点検討テーマをまとめて、皆さんに確認していただいて調整に進みたいと思いますので、随時ご連絡いたします。 次回は 7 月 11 日を予定しております。
委員長	お忙しい中、短時間で大変かと思いますが対応をお願いします。 それでは以上で終わります。ありがとうございました。

委員一同	ありがとうございました。
------	--------------

4. 閉会